

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530052

研究課題名(和文) 戦間期日本における世界法研究の歴史的 position と今日的意義

研究課題名(英文) Study on the World Law at the interwar period in Japan

研究代表者

桐山 孝信 (KIRIYAMA, TAKANOBU)

大阪市立大学・大学運営本部・副学長

研究者番号：30214919

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000 円、(間接経費) 1,080,000 円

研究成果の概要(和文)：日本では、平和主義に基づく法の研究は、第二次世界大戦後に始められたように見られているが、実際には、第一次世界大戦後に開花し、一九三〇年代半ばまでには世界的にも水準の高い研究がなされた。田中耕太郎の『世界法の理論』が著名であるが、後年、法理学者として有名になる恒藤恭は、社会科学的方法論により、歴史的・社会的基盤を説き起こしながら、世界法の理論を展開した。これは当時にとっては世界的な水準を持つだけでなく、世界平和への一筋の道をさし示していたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： There is a standard view that the study on the world law as a social science started after world war second in Japan. However, there were significant works at the interwar period. Especially at the early 1930's, Tanaka kotaro, who became the judge of international court of justice after world war second, published the notorious books named "The theory of World Law". At the same time, Tsuneto kyō who was a first professor of legal philosophy in Japan published some articles on the world law related to the economic and social considerations. In consequence, he formulated new theory relating to the world law based on social science at the interwar period.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：世界法研究 国際法学 戦間期国際社会

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1930年代に、恒藤恭は日本で初めての法理学(法哲学)講座の専任教官となり、日本のオリジナルな法哲学の形成をリードしてきた。しかし彼は同時に、国際法や世界法研究でも見るべき成果を上げていることに着目して、彼の研究の軌跡を追って、彼が戦間期になし得た仕事を客観的に評価する必要があることを痛感した。それとともに、戦間期の世界法研究の金字塔といわれる田中耕太郎『世界法の理論』と同時代に世界法研究が進展してきたことについて、社会的背景との関連でその意味を検討すべきだと考えた。

(2) ここで「世界法」とは現行の国際法と国内法の双方を視野に入れた広義のものと理解すると、国内制度と国際制度が相互浸透を起こしている現代はまさに世界法の時代である。これは、近年の欧米で「グローバル行政法」という言葉で様々な法現象をとらえようとする営みに符合しており、世界法研究が広義の国際法研究の基礎的部分をなしていることができるのである。したがって、恒藤や田中耕太郎らの世界法を検討することは、単なる世界法や国際法の歴史研究にとどまるのではなく、グローバル化時代の国際法のあり方を考えるための素材を提供しているのであって、それらの検討自体が現代的意義を有するのではないかと着想するに至った。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、戦間期日本において一定の隆盛を見た世界法研究を、その内容について内在的に理解するとともに、国際法研究の中に位置づける。というのも、当時の国際法研究は第1次世界大戦が終了し、国際連盟をはじめ不戦条約その他の紛争解決のための条約が締結され、国際法のインフレーションといわれるほど豊富な内容を持つようになったことから、世界法研究も単なる一時の流行とみられる余地があったからである。しかし今日からみて、そうした一時的な流行とはちが現在でも通用する議論をおこなってきたことを実証することが一つの目的である。さらにそうした議論を支えるために、当時の世界法研究は、社会科学的方法をとっていたために、今日でも有効であることを、研究の基盤をなす社会的現実の分析と知的共同体の形成とも言うべき状況を踏まえて明らかにする。そして、なぜ戦間期に一連の世界法研究が生み出され、今日に継承しななければならないのかを明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 戦間期に発表された内外の関係文献を広く渉猟し、それぞれの研究に対する内在的理解を試みる。恒藤や田中の業績についてだけでなく、世界国家論やカント研究に関連した世界市民社会論の議論も検討する。当時流行した新カント派の議論は、カントの「永久平和のために」でみられるように、数世紀以前から世界法や平和のための国家連合の創設など、国際連盟が成立した後には現実的なものとしてさまざまな研究者の目に映った。そのため、日本においても世界国家論や世界政府論が数多く議論され、さながら一種の知的共同体をなしているように見えたからである。

(2) こうした知的共同体の形成は、法学や分野にとどまらなかった。諸学を統合したとみられるマルクス主義やウェーバーを代表とする社会学理論、国家権力の相対化と社会の重層性を視野に入れた政治学の多元的国家論、そして19世紀末以来進んできたある種のグローバル化を理論化する世界経済論など、視野を社会科学一般に広げ、恒藤らが視野に入れている、マルクス主義やウェーバー、多元的国家論、世界経済論などの基本的文献の検討と、当時の知識社会の状況把握を試み、社会科学としての世界法研究の位置づけを試みる。

(3) 現代国際法は、マイノリティや先住民族の復権に向けての国際的保障など、普遍的な「人間」の法主体性の承認から、個別具体的な権利保障を必要とする法主体性の承認へと軸足を移しているように思われる。これは、世界法研究が世界平和や人類の幸福といった普遍的性格をゆするものの実現を追求するのに対する反対方向を向いているようにも思われる。その意味では、世界法研究は現代的意義を有していないのではないかと、根源的批判にもぶつかるように思われる。そこで、世界法研究の現代的意義を再確認するためにも、現代国際法におけるマイノリティや先住民族の権利の意義や課題について議論しておくことで、こうした潮流との関係をどのように見るのかについて、規範的に理解する。

## 4. 研究成果

(1) 戦間期、特に1920年代から30年代前半まで、日本においては国家間の協力に基づいて平和を追求するという国際協調主義の立場から数多くの国際法研究が進められてきた。国際連盟の研究のほか、1899年と1907年のハーグ平和会議で一定の成果が得られた、いわゆる「戦争法」研究である。戦争法の研究は、現実に生じうる戦争で戦闘員や市民が不合理に虐待されることを防ぐための

規範の発展を明らかにしようとするもので、規範の現実的対応をめざす試みであった。ここでは規範が現実に機能するために、国際協調主義や国際的な制裁のメカニズムが必要とされた。

他方で、国際協調主義を超えて、個人の尊厳を根底に据える世界主義的な立場から研究を進めたのが恒藤や田中であった。そして彼らが使用した概念が「世界法」であった。恒藤は当時流行した新カント派の理想主義の立場から、また田中はカトリック教の立場から議論を進めるが、決して観念的に世界法を主張したのではない。法が成立するための社会的基盤の探求とともに進んでいることが注目される。このことが、全体主義的思考が強制された戦争中の研究においても、恒藤が、社会科学的思考を失わずに議論ができた背景となっていた。これについて、「全体主義に対峙する恒藤恭」と題する論文を『法学雑誌』に寄稿した(2014年夏頃発行予定)。

(2) 戦間期の世界法研究が盛んであったころ、少数民族(マイノリティ)の国際的保護についての研究も盛んに行われていた。これは、国際連盟が成立し、平和維持の手段としてこれまで国内問題であったマイノリティ保護が国際問題として取り扱われたことによる。世界法研究とマイノリティ研究は一見無関係なように見えるが、実は世界平和のあり方についてのアプローチとみた場合に、国家間関係を軸とした国際協調主義ではなく、個人の尊厳を基軸とした世界主義的アプローチの所産とも言えなくはないということを明らかにした。この成果の一端を下記図書『差異と共同』において、「国際法学におけるマイノリティ研究の過去と現在」という論文で明らかにした。

(3) マイノリティのうちでも生存の危機にひんしている集団として先住民族がいる。もっとも先住民族は今日でも世界で3億7000万人いるとされる。しかし重要なことは彼らのコミュニティとしての権利が否定され絶滅しかけていることである。その中で、2007年には、国連総会で「国連先住民族権利宣言」が採択された。これは世界人権宣言同様、決議として形式的には法的拘束力を持たないが、これからの世界が進むべき方向性を示した体系的な権利章典として顧みるべきものとなっている。これについては、国際法協会(ILA)の専門委員会の委員として活動するとともに、下記〔学会発表〕欄に記載した2012年のシンポジウムで口頭発表をおこなった。ちなみに、シンポジウムは「生物多様性条約」採択10周年を記念しての会合であり、一見して先住民族の権利と関係のないようにみえるが、ここで、先住民族が有する遺伝資源が世界での取引の的になっているからである。

(4) 戦間期の世界法研究が戦中・戦後を通じてどのように引き継がれていったのかという点については、2013年11月に行われた大阪市立大学の大学史資料室が主催した恒藤恭のシンポジウムで、恒藤恭の研究に即して、その連続性と発展を示す報告を行った。

恒藤にとって「戦争と平和」の問題は、トルストイに傾倒していた青年時代から、国際法研究者として出発し、「世界民の愉悦と悲哀」と題する1921年の論文を書いた時点から、第2次世界大戦で日本が敗北した後に勝ち取った日本国憲法の平和主義を称揚し、そうした平和主義を破壊するものとして日米安保条約に対する批判をおこなった数多くの論説までの間に存在する一貫性を、恒藤自身の世界法研究に裏付けられた思想と社会的基盤への考察があることを報告した。この報告は、「恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法」というタイトルで『大阪市立大学 大学史紀要』7号に発表する予定である(2014年秋は発行予定)。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

桐山孝信、小特集先住民族の権利の現在 - 企画趣旨、査読無、法律時報、85巻12号、2013、52 - 54

〔学会発表〕(計 2件)

桐山孝信、恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法、大阪市立大学 - 大学史資料室シンポジウム、2013年11月30日

桐山孝信、国連先住民族権利宣言の意義、中京大学 - 生物多様性条約COP10フォローアップシンポジウム、2012年6月30日

〔図書〕(計 4件)

桐山孝信、法律文化社、国際法入門 - 逆から学ぶ、2014年、45 - 60、272 - 286、総頁418。

桐山孝信、関西大学マイノリティ研究センター、多元的世界における「他者」上巻、2013年、1 - 32、総頁280。

桐山孝信、東信堂、国際法第2版、2013年、179 - 197、総頁512。

桐山孝信、関西大学出版会、差異と共同、2012年、297 - 320、総頁460。

〔産業財産権〕

出願状況（計 0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

桐山 孝信 (KIRIYAMA Takanobu)  
大阪市立大学・大学運営本部・副学長  
研究者番号：30214919

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし